

新潟市文化スポーツ部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める文化スポーツ部に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第13条に規定する文化スポーツ部の管理の下に設置する機関に置く係の分掌事務は、次の表のとおりとする。

| 機関 | 係 | 分掌事務 |
|--------|-----|--|
| 新潟市美術館 | 総務係 | 美術資料の特別観覧の許可に関する事項 |
| | | 美術館の施設及び設備（以下この項において「施設等」という。）の利用の許可に関する事項 |
| | | 美術資料の観覧料、特別観覧料及び施設等使用料に関する事項 |
| | | 美術資料に関する案内書、解説書、図録等の頒布に関する事項 |
| | | 入館者に対する総合案内及び館内の秩序維持に関する事項 |
| | | 施設等の維持管理に関する事項 |
| | | 美術館の庶務に関する事項 |
| | 学芸係 | 美術資料の収集、保管及び展示に関する事項 |
| | | 美術資料に関する専門的な調査研究に関する事項 |
| | | 美術資料に関する講座、講演会、研究会等の開催に関する事項 |
| | | 美術資料の寄贈及び寄託に関する事項 |
| | | 他の美術館、博物館その他関係機関との協力に関する事項 |
| | | その他美術館の目的を達するために必要な事業に関する事項 |
| | | |

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。